

# 健やかな未来を築く みんなの国保

## 国保の給付

### ①病気やケガの治療(療養の給付)

皆さんが病気やケガをして、保険医(病院・医院等)でみてもらうとき、窓口へ保険証を提出すると、医療費の一部負担金(別掲)を支払うだけで診察、治療、薬剤、入院などの処置が受けられます。

一部負担金

※一般被保険者

入院・通院とも3割

※退職被保険者

本人……入院・通院とも2割

被扶養者……入院→2割

通院→3割

### ②療養費払い

やむを得ない理由、例えば旅行先などで病気やケガをして保険証を持っていなかった時は、本人が医療費の全額を支払うこととなりますが、市役所保健環境課、国保医療係(☎43)1111内線124へ申請すれば、医療費の七割(または八割)が払い戻されます。次のようなものも払い戻しを受けられます。

- ・重病のための付き添い看護料や移送料(市の事前承認が必要)
- ・あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術(医師の同意書が必要)
- ・柔道整復師の施術(骨折やねんざなどの治療)



- ・治療用器具(医師が必要と認めたコルセットなど)
- ・生血で輸血したときの生血代

### ③その他の給付

- ・被保険者が出産したときの助産費の支給(十三万円)
- ・被保険者が亡くなったときの葬祭費の支給(二万円)

### ④高額療養費

病気が長びいたり、おもわぬ大病で医療費の自己負担額が高額になった場合、家計の負担を少しでも軽くするため、次のように高額療養費が支給されます。

- (イ)医療費の支払いが一人一カ月五万七、〇〇〇円(三万一、八〇〇円)を超えた分について支給。
- (ロ)同一世帯で、同じ月内に三万円(二万一、〇〇〇円)を超えた支払いが二件以上生じた場合、その額を合算

して五万七、〇〇〇円(三万一、八〇〇円)を超えた分について支給

(イ)同一世帯で十二カ月間に四回以上高額療養費が支給される場合は、四回目以降は三万三、〇〇〇円(二万二、二〇〇円)を超えた分について支給  
※(一)内の金額は、市民税非課税世帯の場合

(イ)の例

Aさんが同一月内に7万円支払った場合  
70,000円-57,000円=13,000円(支給額)

(ロ)の例

母親が5万円、長男が4万円を同一月内に病院に支払った場合  
(50,000円+40,000円)-57,000円=33,000円(支給額)

(イ)の例

Aさんが5カ月間、毎月7万円を病院に支払った場合  
1~3回までは(イ)の計算。4回目からは  
70,000円-33,000円=37,000円(支給額)

## 国保の手続き

世帯主の方は、家族に異動があった場合、14日以内に必ず届け出てください。

	届け出をしなければならない場合	持参するもの
国保にはいる場合	他の市町村から転入したとき	印かん、一部転入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	職場等の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健保をやめた証明書、退職被保険者の該当者は年金証書(交付を受けた時)、一部加入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	生活保護法の適用を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
	子供が生まれたとき	印かん、母子健康手帳、被保険者証
国保をやめる場合	他の市町村へ転出するとき	印かん、被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と健保の被保険者証、扶養認定年月日の証明書
	生活保護法の適用を受けたとき	印かん、被保険者証、保護決定通知書
	死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡診断書
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、被保険者証
	被保険者証の検認や更新のとき	被保険者証
	高額療養費の支給をうけるとき	印かん、被保険者証、領収書
	他人の行為によって起きた事故のとき	印かん、被保険者証、事故証明書
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき 長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	印かん、被保険者証、在学証明書 印かん、被保険者証

10月は国保強調月間